

『第7期中央区自立支援協議会』

就労支援部会

報告書

令和4（2022）年2月

委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体
部会長	丸物 正直	公益社団法人 全国重度障害者 雇用事業所協会 専務理事
副部会長	和知 智一	さわやかワーク中央
委員	相澤 俊一	中央区身体障害者福祉団体連合会 会長
委員	佐藤 栄司	一般社団法人 障害者就労支援協会 コンフィデンス日本橋 施設長
委員	礒野 京子	中央区民生・児童委員協議会 日本橋地域障がい福祉部会長
委員	桑島 里絵	区民公募
委員	西村 剛	区民公募
委員	中村 れい子	中央区視覚障害者福祉協会
委員	近藤 康子	リバーサイドつつじ 施設長
委員	浅野 和人	中央区障害者就労支援センター
委員	川原 洋	区職員（障害者福祉課給付指導係長）

計11名

部会のテーマ・検討内容

「障害者就労の推進について」

開催日時・議題

令和3年度

開催回	開催日時	開催場所	議題
第1回	令和3年 6月29日(火) 18時00分 ～19時30分	福祉センター 3階 第一・二会議室	① 部会委員委嘱・任命について ② 副部会長の選任について ③ 令和2年度就労支援実績報告 について ④ 中央区障害者計画等について ⑤ 第7期就労支援部会スケジュール について
第2回	令和3年 8月26日(木) <書面開催>	—	① 当事者向けセミナーについて ② 障害者優先調達推進法の取り 組みについて
第3回	令和3年 9月18日(土) <中止> ※WEB配信	—	当事者向け・企業向け合同セミナー 2021「はたらく現場から学ぶ」
第4回	令和3年 11月11日(木) 18時00分 ～19時30分	中央区役所 8階 大会議室	① 当事者向けセミナー結果報告 について ② 中央区障害者就労支援事業所 の自主製品等展示会について ③ アラジンドットコムについて
第5回	令和4年 1月29日(土) <中止>	—	アラジンドットコム
第6回	令和4年 2月8日(火) <書面開催>	—	① アラジンドットコム結果報告 について ② 共同受注体制の構築に向けた 取組について ③ 令和3年度まとめ(中間報告)

議事要旨

第1回（令和3年6月29日(火)開催）

- ・委嘱状の交付
- ・副部会長の選任
→和知委員が選出される
- ・令和2年度就労支援実績報告として中央区障害者就労支援センターの事業内容や令和2年度の取組などの説明を行った。（別紙-資料1）
- ・障害福祉計画の報告では「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」の内容から就労に関する記載を一部抜粋し、中央区の基本理念や主な取組、就労支援の体制などについて情報共有を行った。（別紙-資料2）
- ・第7期就労支援部会の年間の開催予定や議案内容など年内スケジュールを説明した。

第2回（令和3年8月26日(木)書面開催）

- ・当事者向けセミナーについて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEB配信で実施すると共に、WEB環境が整わない方に対し上映会を開催し、同日に希望する来場者に対しオンライン相談会も実施するという内容で提案した。当日の流れ、委員の役割分担について合わせて説明するとともに意見を募集した。（別紙-資料3）
→当日は十分な感染対策を行いながらWEBを活用し、実施していく必要がある。
- ・障害者優先調達推進法の取組について、令和3年度の中央区の指針を説明し、令和2年度の実績報告を行うとともに意見を募集した。（別紙-資料4）
→新型コロナウイルス感染症の影響で、調達実績が減少しているため、コロナ禍における区内企業からの調達をどう延ばしていくかが課題である。

第3回（令和3年9月18日(土)中止※WEB配信）

- ・当事者向け・企業向け合同セミナー「2021「はたらく現場から学ぶ」について、上映会及びオンライン相談会は、緊急事態宣言の延長を受け、中止し、WEB配信のみの開催となった。

第4回（令和3年11月11日(木)開催）

- ・当事者向け・企業向け合同セミナーの結果報告を行った。（別紙-資料5）
→参加申込人数138名（一般企業等102社）
再生回数 第1部126回・第2部151回・第3部114回
- ・中央区障害者就労支援事業所の自主製品等展示会(令和3年12月7日～17日開催)について、概要を説明した。（別紙-資料6）

- ・アラジンドットコムについて、概要や当日の流れ、委員の役割分担について検討を行った。(別紙-資料7)
→新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年通りの飲食を伴う開催は困難であるため、ビンゴ大会・勤続表彰のみを実施することとなった。

第5回(令和4年1月29日(土)中止)

- ・感染拡大を受け、開催を中止することとした。表彰状については、令和4年1月26日付けで就労支援部会事務局より対象者(61名)に郵送した。

第6回(令和4年2月8日(火)書面開催)

- ・アラジンドットコムについて、参加申込者や収支報告を行うとともに来年度に向けた意見を募集した。(別紙-資料8)
→毎年開催を楽しみにしている参加者が多いため、中止になり、残念である。今後の開催方法について、特に「密」に対する対策として場所・参加人数等、引き続き議論していく必要がある。
→中止することになり残念であったが、コロナ禍における開催方法について、十分に議論することができた。
→今年度も、中止になったものの、勤続年数表彰を行えてよかった。
- ・共同受注体制の構築に向けた取組について、令和4年度の取組み内容を説明するとともに意見を募集した。(別紙-資料9)
→共同受注体制の構築に取り組むことは良いことである。ただ、参加する事業所の数が多くなれば、1事業所あたりの受注量が減るのではないかと懸念される。
→工賃向上に向け、区内の就労支援事業所同士が連携し取組むことを期待する。
→共同受注体制が整うことでより地域企業との関係性の広がりや工賃アップ、各事業のPRが期待できる。
- ・『第7期中央区自立支援協議会』就労支援部会報告書について、事務局から報告を行い、意見を募集した。
→書面開催だと活発な意見交換が難しくなってしまうため、就労支援部会もWEB開催等、コロナ禍における開催方法を検討する必要があるのではないかと。

令和2年度就労支援実績報告（障害者就労支援センター事業）

障害者就労支援センターでは、障害者の一般企業等への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるよう、就労や生活面の支援を一体的に行うとともに、福祉施設への就労情報の提供や企業からの相談に応じている。また、主に就労を目指す障害者を対象に障害者福祉サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用に向けた支援を行っている。

1 事業開始

平成17年4月1日

2 事業内容

(1) 就労面の支援

ハローワークや職業訓練機関等と協力しながら、就労を希望する当事者に対し、職業相談に応じ、就職準備支援、職場実習、職場定着支援、離職時の相談、離職後の支援を実施している。

また、障害者を対象に講演会と個別相談会を実施するとともに、障害者雇用を推進する企業向けのセミナーを開催している。

(2) 生活面の支援

就労を希望する当事者に対し、日常生活に関する支援、安心して職業生活を続けられるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計や本人の自己決定に対する支援等を実施している。

(3) 福祉的就労から一般就労への支援

就労希望者を積極的に掘り起こしていくとともに、障害者雇用促進法の改正や法定雇用率に満たない企業に課せられる障害者雇用納付金制度を遵守する企業からの相談等（地域開拓促進）も受け付け、就労希望者と障害者を雇用したいという企業とのマッチングを行い、福祉的就労から一般就労へステップアップする支援を実施している。

(4) 余暇支援

就職後の定着支援の一環として、ニコニコドットコム（近況報告や悩み事等を相談する、いわゆるたまり場）を毎月1回金曜日に開催している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染予防のため、開催を中止している。

3 対象者

身体・知的・精神等の各障害者、障害者雇用に関わりのある企業や事業主

4 実施方法（実施場所）

中央区社会福祉協議会障害者就労促進部
（中央区東日本橋2-27-12 両国郵便局合同建物5階）

5 利用日・利用時間・利用料

月～金曜日（祝日、年末・年始を除く）午前8時30分～午後5時 無料

6 ネットワーク会議

区内の就労支援施設（A型・B型・就労移行支援事業所）の担当者とネットワークを組み、相互の情報交換や意思疎通を図る機会を設けることで、就労を希望する障害者にとってより効果的かつ円滑な支援体制を整えることを目的として行っている。

7 事業実績

(1) 登録者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者	33人	29人	26人	29人	27人	28人
知的障害者	79人	79人	78人	85人	78人	82人
精神障害者	84人	89人	94人	101人	113人	110人
その他	2人	1人	0人	0人	0人	2人
計	198人	198人	198人	215人	218人	222人

(2) 就職者数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体障害者	2人	0人	5人	5人	4人	3人
知的障害者	6人	7人	4人	5人	9人	3人(1)
精神障害者	7人	18人	11人	19人	14人(12)	8人
その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	16人	25人	20人	29人	27人(25)	14人(12)

※令和元年度実績における()内は、東京都へ報告した実績

(3) 相談延件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労支援	4,710件	4,802件	3,989件	3,725件	4,679件(6,700)	4,635件
生活支援	2,943件	2,726件	2,008件	2,199件	1,097件(1,443)	908件
地域開拓促進	315件	296件	1,013件	635件	203件	115件
計	7,968件	7,824件	7,010件	6,559件	5,776件(8,346)	5,658件

※令和元年度実績における()内は、東京都へ報告した実績

(4) 就労支援セミナー等の実施(区共催)

①当事者向け講演会 障害者のための就労支援セミナー2020

新しい働き方・テレワークの実際～あなたの「働きたい!」を応援します～

実施日時 令和2年10月31日(土) 午後2時～午後3時30分

実施場所 中央区役所8階大会議室

参加者 21名

②企業向け講演会 障害者雇用の『これから』を考える

開催方法 WEB配信(YouTube)

配信期間 令和3年2月15日(月)～令和3年2月28日

参加申込人数 271名(一般企業等146社)

再生回数 423回

(5) 障害福祉サービス等利用計画の作成

平成27年度契約者数	59人	相談支援等件数	2,018件
平成28年度契約者数	53人	相談支援等件数	2,083件
平成29年度契約者数	46人	相談支援等件数	1,240件
平成30年度契約者数	48人	相談支援等件数	1,685件
令和元年度契約者数	57人	相談支援等件数	2,692件
令和2年度契約者数	66人	相談支援等件数	3,772件

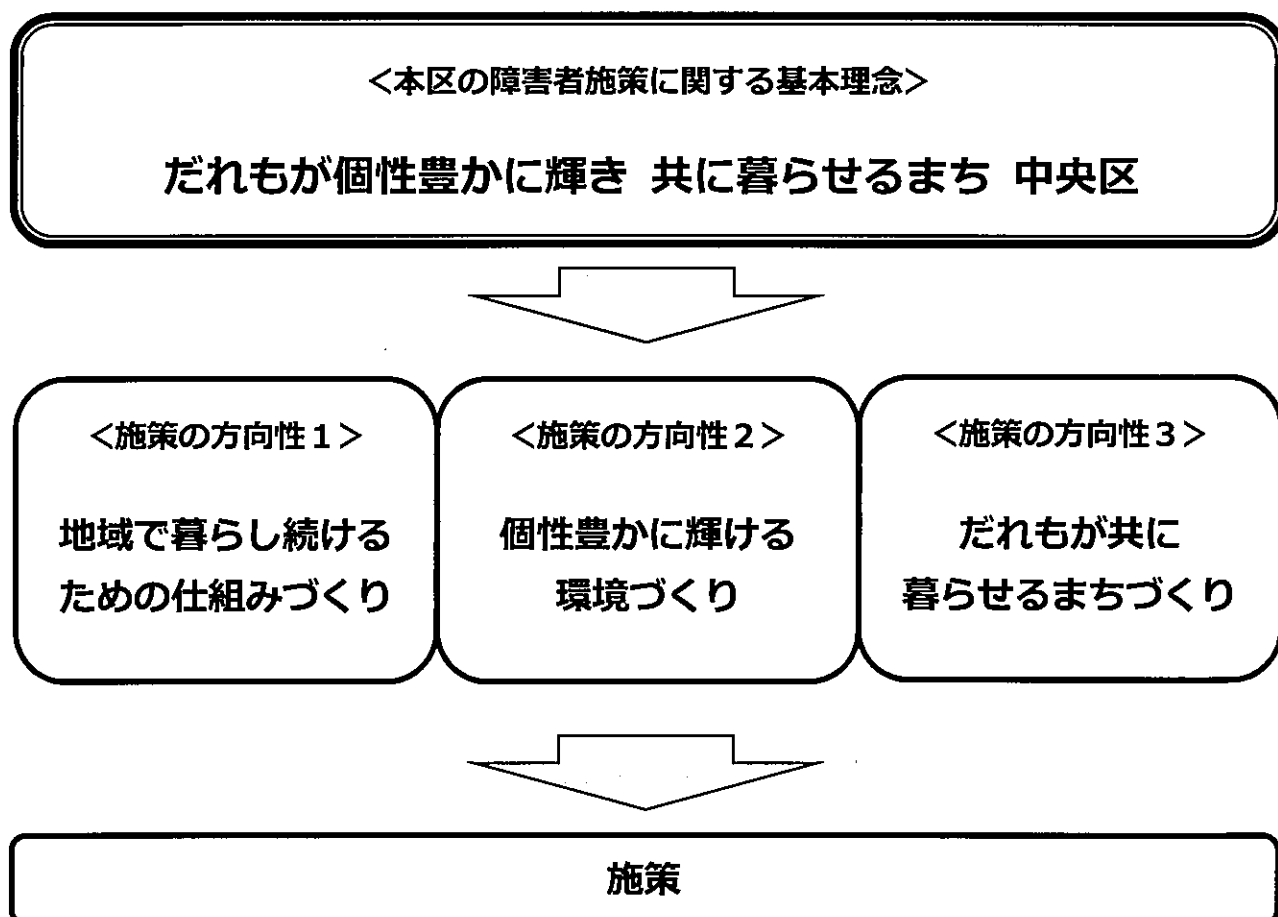
第1章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本的考え方

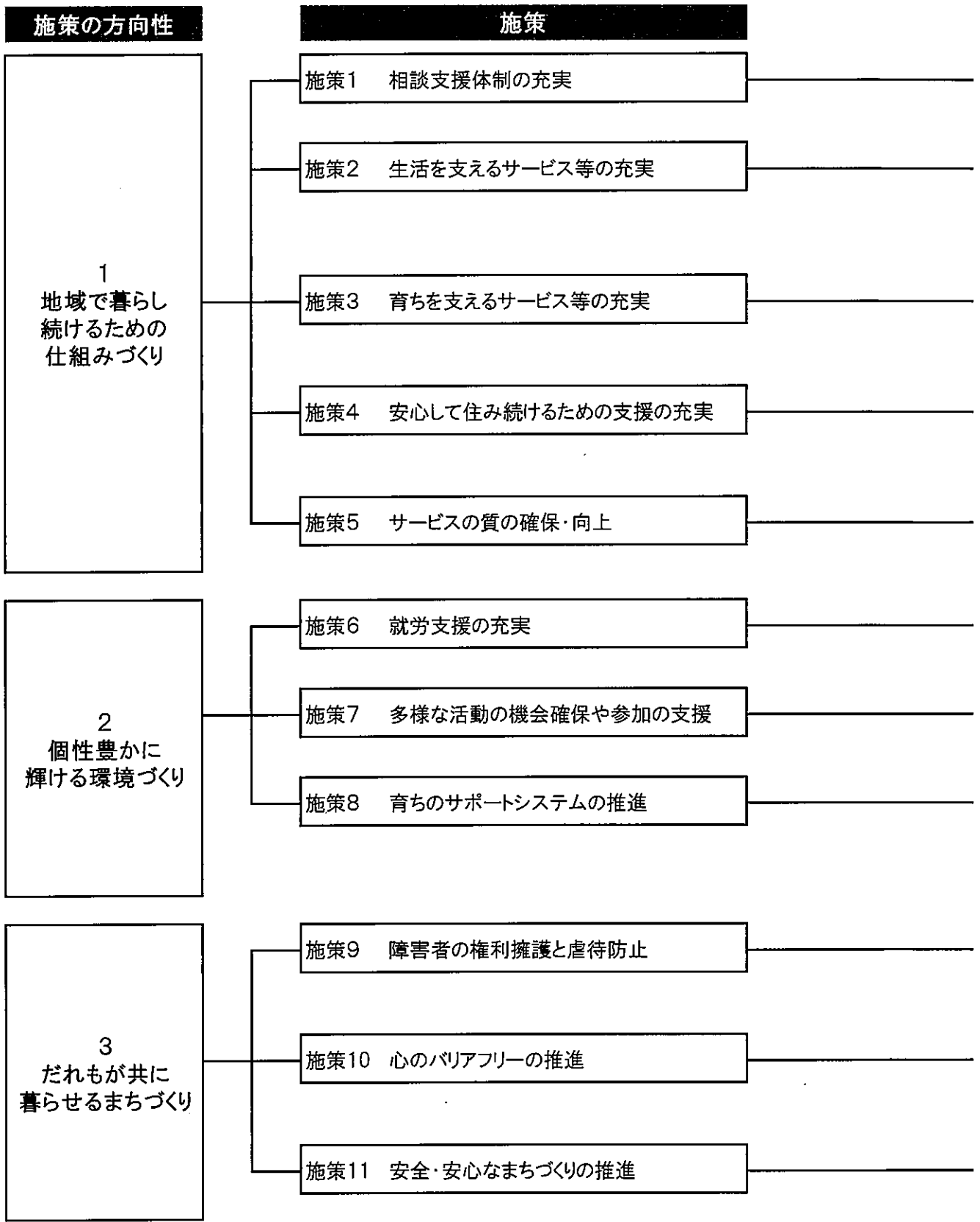
(1) 本区の障害者施策に関する基本理念

第1部であげた計画策定にあたっての課題、国や東京都の動向、中央区基本構想や中央区保健医療福祉計画 2020 などの上位・関連計画を踏まえた上で、第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画の基本理念「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」を本区の障害者施策に関する基本理念として引き継ぎます。

基本理念のもと、施策の方向性として「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」、「個性豊かに輝ける環境づくり」、「だれもが共に暮らせるまちづくり」の3つを掲げ、障害者施策を推進します。



2 施策体系



主な取組

- (1) 相談支援の利用促進
- (2) 基幹相談支援センターの機能の充実
- (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化

- (1) 在宅サービス等の情報提供の充実
- (2) 自立生活を支援するサービスの充実
- (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
- (4) 障害者の通所事業の充実
- (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

- (1) 障害児通所支援の充実
- (2) 重症心身障害児の支援
- (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携
- (4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援

- (1) 地域生活支援拠点の充実
- (2) 居住支援体制の充実
- (3) グループホームの充実
- (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

- (1) サービス事業者の支援・指導の強化
- (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上
- (3) サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援

- (1) 一般就労への移行の促進
- (2) 就労定着支援の推進
- (3) 障害者優先調達の推進

- (1) 障害者の生涯学習活動の推進
- (2) 利用しやすい図書館の整備
- (3) 障害者のスポーツ活動の推進

- (1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立
- (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ
- (3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援
- (4) 早期発見・早期支援の充実
- (5) 発達障害に対する理解の促進

- (1) 権利擁護支援事業の推進
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 障害者虐待防止の推進

- (1) 障害者差別解消の推進
- (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
- (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
- (4) 障害者福祉団体との連携

- (1) 災害時の支援体制の充実
- (2) 情報バリアフリーの強化
- (3) 人にやさしい空間づくり

施策 6 就労支援の充実

障害者の福祉施設から一般就労への移行と就労定着を進めるために、障害者就労支援センターを中心とした関係機関の連携の強化を図るとともに、障害者を雇用する企業に対して、障害の理解や職場での配慮などの普及啓発に努めます。

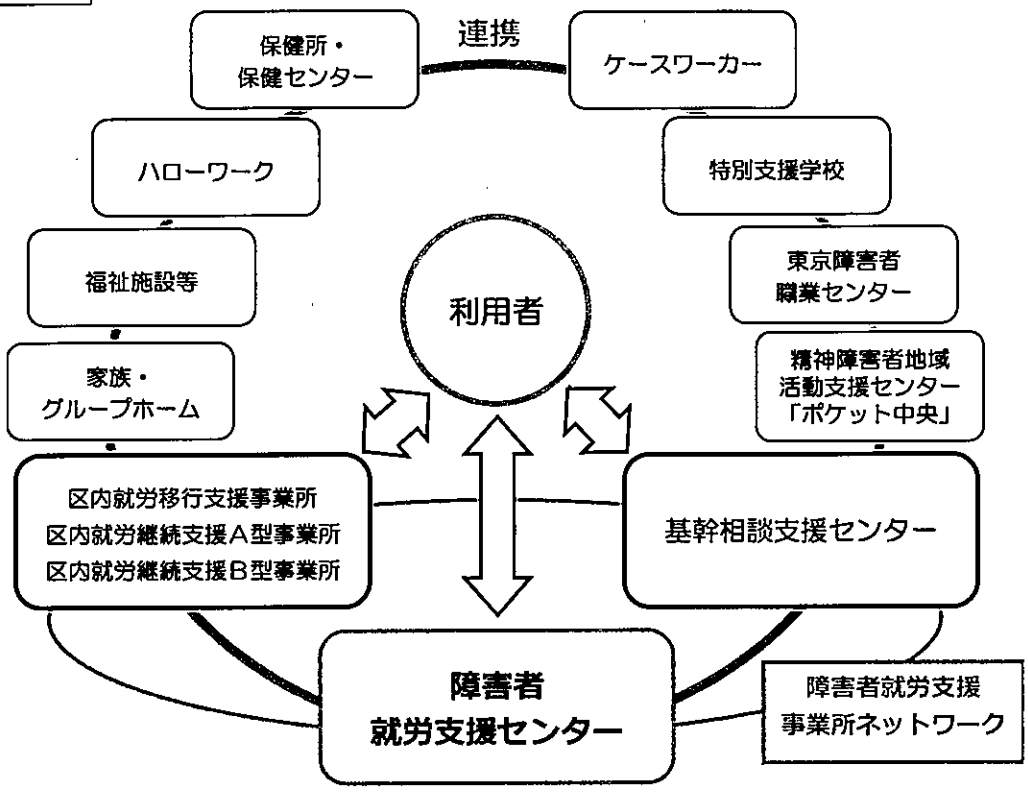
また、一般企業に雇用されることが困難な障害者の自立を促進するため、区の事務事業において障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

<主な取組>

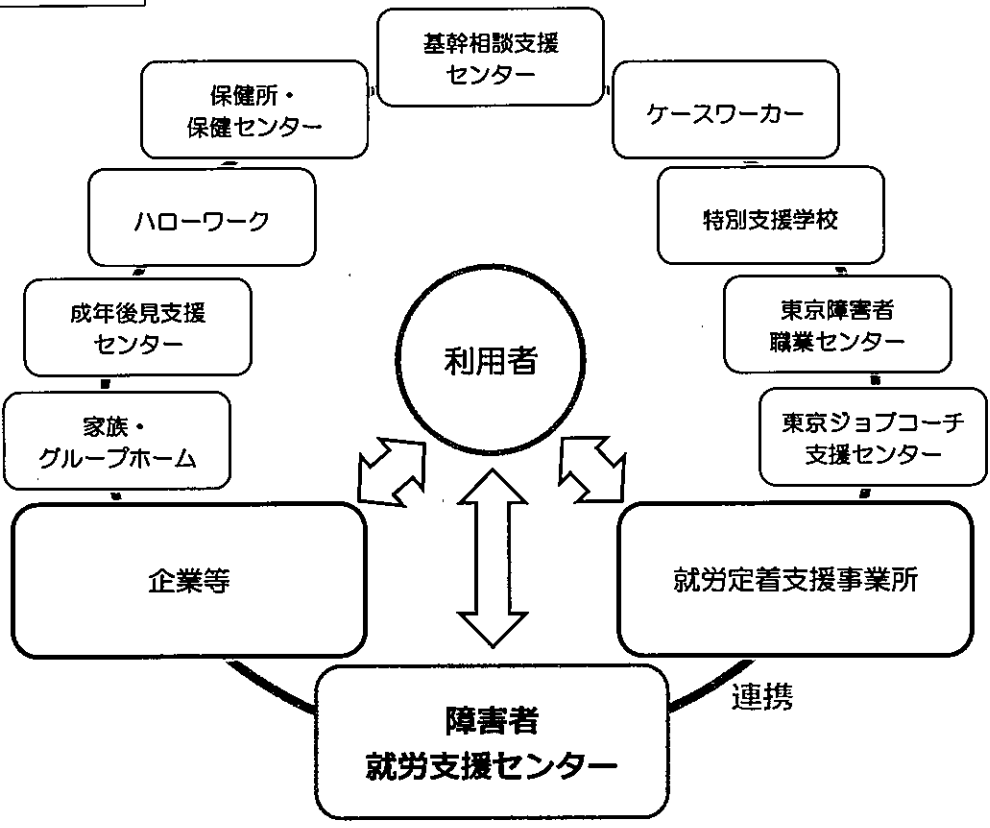
	取組名	取組内容
(1)	一般就労への移行の促進	<p>障害者が地域で自立した生活が営めるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが、障害特性や一人一人のニーズ、適性や能力に応じた就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に提供するとともに、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、事業者の障害者雇用における合理的配慮や働きやすい環境整備について助言を行います。</p> <p>また、障害者の就労機会の拡充を図るため、区内の障害者就労支援事業所ネットワークをはじめ、ハローワークや障害者雇用に取り組む企業などと「就労パスポート」の活用についても検討しながら連携を進めます。</p>
(2)	就労定着支援の推進	<p>障害者が喜びと生きがいを持って働き続けられるよう、これまでの障害者就労支援センターの職場定着支援に加え、就労面と就労に伴う生活面の課題に対応するため、就労定着支援事業を実施する新規事業者の参入を呼びかけ、企業や家族との連絡調整などの支援の充実に取り組みます。</p>
(3)	障害者優先調達の推進	<p>障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し障害者就労施設等からの調達を推進するとともに、発注機会を増やせるよう区の関係部署にも働きかけて、調達先と業務の履行期間や供給可能量、仕様や規格などの調整に取り組みます。</p> <p>また、区内の障害者就労施設等で製作する自主製品の販売機会の拡充に取り組みます。</p>

■ 本区における就労支援の体制 ■

就労前



一般就労中



当事者向け・企業向け合同セミナー2021

はたらく現場から学ぶ

主催：中央区障害者就労支援センター・中央区 後援：ハローワーク飯田橋
共催：中央区障害者就労支援事業所ネットワーク

働く障害者、雇用する企業、支援機関等の話から、
双方の努力に加えて支援機関の活用方法について
一緒に考えましょう。

上映会
WEB配信
同時開催

申込期間：2021年8月12日(木)～9月3日(金)

申込方法：専用フォーム ※裏面に案内があります

WEB配信  2021年9月18日(土)～10月3日(日)
(講演会のみ)

上映会  2021年9月18日(土) ① 13:30～15:30

オンライン相談会  同日 ② 13:30～15:00

※福祉サービスの利用や就労に関する相談が対象です

③ 15:30～16:30

会場：中央区役所8階大会議室（中央区築地1-1-1）

対象：障害者雇用に関心のある方

定員：事前予約（先着順）

①30名 ②9名程度 ③6名程度

【アクセス】

◆中央区コミュニティバス（江戸バス）

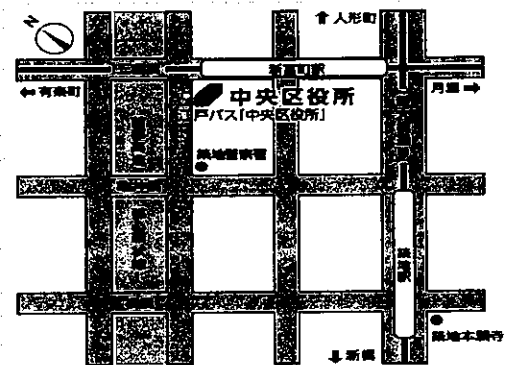
「①中央区役所」停留所下車0分

◆東京メトロ有楽町線「新富町」駅下車

1番出口（エレベーターあり）徒歩1分

◆東京メトロ日比谷線「築地」駅下車

3番・4番出口徒歩5分 ※1番・2番出口にエレベーターあり



新型コロナウイルスの感染状況により、中止となる場合がございますので、あらかじめご了承ください

裏面に続く

第1部
【約20分】

「シエンキカンって何だろう？」

講師：島津 奈津美氏

ハローワーク飯田橋雇用指導部門
精神障害者雇用トータルサポーター



第2部
【約20分】

「企業における障がい者雇用の取り組み」

講師：青野 路子氏

トーマツチャレンジド株式会社 管理部長

デロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社 HR 障がい者管理グループ

小林 咲氏

トーマツチャレンジド株式会社 企業在籍型職場適応援助者



第3部
【約40分】

「トークセッション」

坂根太氏、島津氏、青野氏、小林氏、下入佐一穂氏（就労移行支援事業所スワン工舎羽田）、中央区障害者就労支援センター

9月18日（土）中央区役所8階大会議室



13時30分～15時30分 上映会

※途中に10分程度の休憩時間を設けます



13時30分～16時30分 オンライン相談会

※会場内のパソコンと事業者をオンラインで繋いで相談対応をします。

詳しくは下記にお問い合わせください。

※新型コロナウイルスの感染状況により中止になる場合があります

参加
無料

ご予約・お問い合わせ先

中央区社会福祉協議会のホームページ <https://www.shakyo-chuo-city.jp/>

イベント・講座の専用フォームからお申込みください。

【ホームページによるお申込が出来ない場合は、下記へお問合せください】

中央区障害者就労支援センター

TEL : 03-3865-3889 MAIL : work@shakyo-chuo-city.jp



令和 3 年度中央区障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、中央区（以下「区」という。）が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 調達する物品等

区が契約によって調達する物品等のうち、障害者就労施設等から調達する物品等は、食品類、消耗品類、印刷、クリーニング、清掃その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの

3 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障害者就労施設等とし、区内に所在する施設を優先とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設
- (2) 障害者総合支援法第 5 条第 2 7 項に規定する地域活動支援センター
- (3) 障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下、「障害

者雇用促進法」という。)第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者
(8) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

区は、予算の適正な執行、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等からの物品等の品目を増やし、コロナ禍を見据え、販売の機会を工夫し、前年度の調達実績額を下回らないよう努める。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

6 その他(公表)

この方針に基づき調達した物品等の調達実績は、年度終了後に概要を取りまとめ、区ホームページ等により公表する。

令和2年度 中央区における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物品						役務						合計 (物品+役務)		うち 随意 契約															
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		合計 (物品+役務)		うち 随意 契約			
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)		
a	2	185,288	0	0	5	313,005	0	0	7	498,293	76	826,431	0	0	4	6,301,306	0	0	0	0	0	6	1,397,821	86	8,525,558	93	9,023,851	91	1,958,265	
b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
c	0	0	1	2,981	0	0	0	0	1	2,981	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,981	1	2,981		
(R2-R1)	2	185,288	1	2,981	5	313,005	0	0	6	501,274	76	826,431	0	0	4	6,301,306	0	0	0	0	0	6	1,397,821	86	8,525,558	94	9,026,832	92	1,960,246	
(R2-R1)	1	129,100	0	0	0	129,402	0	0	1	291,401	100	1,010,040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1,512,770	107	8,837,805	102	9,220,640	102	2,170,745	
(R2-R2-R3)	1	57,075	0	0	2	124,000	0	0	1	220,102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※物品・役務の品目分類については、別紙の品目分類例を参照の上作成。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

当事者向け・企業向け合同セミナー
「はたらく現場から学ぶ」実施結果報告

1 開催方法

WEB 配信 (YouTube)

※令和3年9月18日(土)に同時開催を予定していた上映会及びオンライン相談会については、新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が延長されたため中止した。

2 配信期間

令和3年9月18日(土)から令和3年10月3日(日)まで

3 対象者

就労中・就労を目指している障害者や家族
障害者雇用を推進する企業担当者、関係機関等

4 参加申込人数

138名(一般企業等102社)

再生回数

第1部126回・第2部151回・第3部114回

5 内 容

中央区障害者就労支援センター 佐野センター長挨拶

第1部「シエンキカンって何だろう？」

講師：ハローワーク飯田橋雇用指導部門
精神障害者雇用トータルサポーター
島津 奈津美氏

第2部「企業における障がい者雇用の取り組み」

講師：トーマツチャレンジド株式会社 管理部長
デロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社 HR
障がい者管理グループ
青野 路子氏
企業在籍型職場適応援助者
小林 咲氏

第3部 「トークセッション」

第一部講師 島津 奈津美氏
第二部講師 青野 路子氏、小林 咲氏
トーマツチャレンジド株式会社 坂根 太氏
社会福祉法人 ヤマト自立センター
就労移行支援事業所 スワン工舎羽田 下入佐 一穂氏

6 周知方法

開催チラシ（5, 500枚）、区のおしらせ8月11日号、本会及び区のホームページならびにフェイスブック等で周知した。

また、開催チラシはハローワーク飯田橋が管轄する区内企業（従業員数50人以上の企業2, 719社）と特別支援学校や医療機関を含む関係機関（302か所）等に送付した。中央区障害者就労支援ネットワークと連絡会（2ブロック：城東・城北、城南）へメール送付した。

7 後援依頼

開催にあたり、ハローワーク飯田橋に後援を依頼した。

8 費用

① ちらし作成料	13,398円	
② ちらし郵送料、	219,390円	
③ 動画撮影委託料	126,500円	
④ 申込みフォーム作成、動画アップロードに係る業務委託費	22,000円	
⑤ 講師謝礼	35,500円	計416,788円

9 アンケート結果(回答数39件：内訳 企業27件、関係機関8件、当事者4件)

●第1部：とてもよかった・よかった 92%

●第2部：とてもよかった・よかった 90%

●第3部：とてもよかった・よかった 85%

●障害者雇用をすすめるための情報やヒントの獲得：できた・ほぼできた 92%

●参加しやすい開催方法：①WEB（ライブ配信）23%②WEB（録画配信）87%

③会場集合型（100名規模）10%④会場集合型（30名規模）5%

●自由記載より抜粋

- ・3部構成がとても良かったです。第1部、第2部も対象者の理解促進につながる内容で勉強になりました。最後の第3部で実際に働く当事者も移行支援事業所の支援者と一緒に加わってトークセッションが行われ、企業、本人、支援機関がとてもいい関係性で雇用継続されていることが伝わってくる素晴らしい内容でした。
- ・企業で障がい者雇用を担当しているので、他社様の取り組み事例をお伺いすることがとても参考になります。今後もこのような形でご紹介していただけると有難いです。
- ・ハローワークの担当者の方のお話を伺うのが初めてだったので、企業在籍型ジョブコーチとして大変勉強になりました。また当事者（坂根さん）のお話も伺えて良かったです。
- ・今回は少し求めていた内容と合いませんでした。ですが、障がい者雇用に関してこのようなお話を聞くことが今までなかった為、そういった意味では良い経験になりました。
- ・障がい者雇用を正しく認識し、雇う側も働く側も責任を持って取り組んでいかなければならない問題だと思いました。まだまだ障がい者に対する差別的な考え方、仕事に対しての不満、本人と意思疎通が取りづらい等の偏見があるように見られます。本人への訓練も大事ですが、雇い側に対する意識の啓蒙も大事なのではと思います。
- ・就労相談員として支援機関の在り方を模索しているところだったので、ヒントになるような言葉や取り組みを伺うことができ、大変貴重な時間となりました。録画配信のご対応も参加しやすか

ったです。ご準備等ありがとうございました。

- ・支援者には、何か問題が起きた時に連絡するのではなく、安定した状態を日頃から知ってもらうことで、早期対応に繋がるのだと改めて思いました。
- ・支援機関の方が利用者支援にあたって感じている事や課題について確認できました。今後支援で連携する際に、そういったところも踏まえて協力をしていければと感じました。
- ・息子の将来の雇用について心配でしたが少し安心しました。チャンスがありそうなので。本当にありがとうございました。

※YouTube 動画より

第1部：島津氏講演

シエンキカン？何の呪文？

ハローワークでシエンキカンに行けど変われたけど、何それ？

前にシエンキカンを使ったけど、特に意味なかった

最初だけシエンキカンが来たけど、今は、音沙汰ないし…何だったんだらう

第2部：青野氏・小林氏講演

トーマフチャレンジド株式会社 代表部長 青野路子

トーマフチャレンジド株式会社 企画・開発部 部長 小林咲



第3部：トークセッション

//////////////// 中央区障害者就労支援事業所 //////////////////

自主製品等展示会

区内の障害者就労支援事業所で作られた
製品等や事業所を紹介する展示会を開催します！

障害者就労支援事業所とは…

障害がある方の雇用の促進や就労を支えるため
サービスを提供する事業所のことです。

2021年

日程

12月7日(火)~12月17日(金)

※区役所開庁時間内に限ります。

場所

中央区役所 1階ロビー (中央区築地1-1-1)

参加事業所一覧

- ◆レインボーハウス明石 ◆コンフィデンス日本橋
- ◆エヌフィットキャリアカレッジ日本橋 ◆アイビー
- ◆ナチュラルプランツ・サポート ◆さわやかワーク中央
- ◆リバーサイドつつじ ◆中央区立福祉センター作業室
- ◆アリストランプ ◆クローバース・ピア日本橋
- ◆リワークセンター日本橋 ◆中央区障害者就労支援センター

主催：中央区障害者就労支援事業所ネットワーク

【問合せ先】

中央区福祉保健部
障害者福祉課給付指導係

[TEL] 03-3546-5697
[FAX] 03-3544-0505

★ アラジンドットコム参加者募集 ★

就労している人、就労に向けて頑張っている人を応援する“アラジンドットコム”を開催
 します。楽しい企画（勤続表彰式、ビンゴ大会）を用意しています。ぜひご参加ください！

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、食事の提供はありません。

日時 令和4年1月29日（土）14:30～16:00

受付は14時15分から開始します。

場所 コーヒーラウンジ アラジン（案内図は裏面）

会費 500円

※おつりのないようにご用意ください。

定員 20名（先着順）

※定員に達した場合は受け付けを終了します。

申込み 電話で受け付けます。

※代理の方からのお電話でも受け付けます。

受付先 中央区障害者福祉課 03-3546-5744

※受付先は中央区役所です。お間違えのないようご注意ください。

※お電話の際には、アラジンドットコムの参加申込である旨をお伝えください。

受付期間

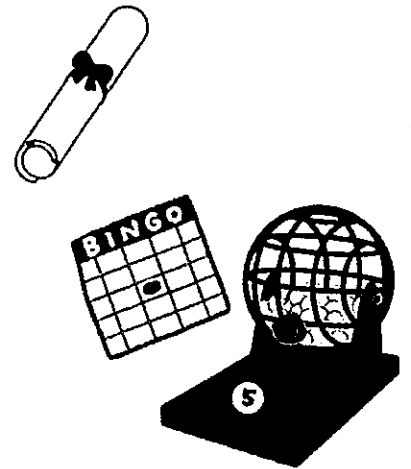
12月8日（水）から12月22日（水）までの

午前9時から午後5時までの間（土日除く）

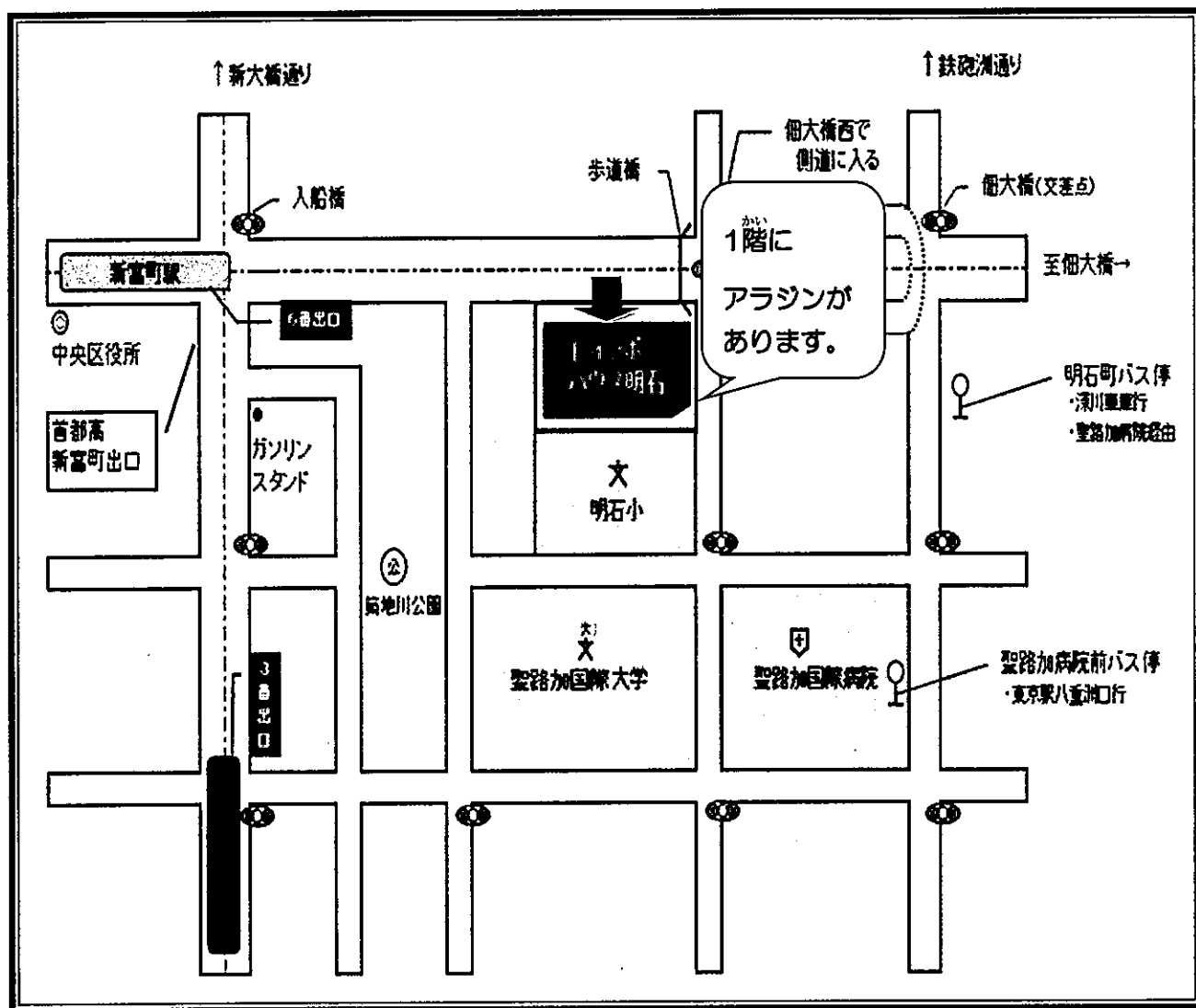
※キャンセルは12月27日（月）までです。
 12月27日（月）以降のキャンセルは会費をお支払いいただく場合があります。

主催：中央区自立支援協議会就労支援部会

事務局：中央区福祉保健部障害者福祉課



あん ない す
案 内 図



じゅうしょ ちゅうおうくあかしちょう あかし かい
< 住所 > 中央区明石町1-6 レインボーハウス明石1階

こうつうしゅだん
< 交通手段 >

とうぎょう ゆうらくちょうせん しんとみちょうえき ばんでぐち とほ ふん
東京メトロ有楽町線 新富町駅6番出口より徒歩3分

ひびやせん つきじえき ばんでぐち とほ ふん
日比谷線 築地駅3番出口より徒歩5分

くるま らいしょ えんりょ
※お車での来所はご遠慮ください。

とうじつ きんきゅうれんらく かわの ねが
※当日の緊急連絡は、090-5501-4482 (河野) にお願ひします



令和3年度アラジンドットコムの結果報告について

1 概要

当初、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえて、例年通りの飲食を伴う開催は困難なものと想定されたため、感染対策を行った上で、令和4年1月29日(土)に喫茶コーヒラウンジアラジンにて、ビンゴ大会・勤続表彰のみを実施することとされていた。

しかし、感染拡大を受け、開催を中止することとした。なお、表彰状については、令和4年1月26日付けで就労支援部会事務局より対象者(61名)に郵送した。

2 表彰対象者

中央区障害者就労支援センター登録者のうち、同じ企業に3年、5年、7年、10年以上継続して働いている方

表彰対象者：61名(3年15名、5年10名、7年10名、10年以上26名)

3 参加申込者

申込者数：20名(うち表彰対象者：3年2名、5年1名、7年5名、10年以上6名)

4 周知方法

当初の開催案内：郵送で表彰対象者へ周知

開催中止の案内：電話、郵送で参加申込者へ周知

共同受注体制の構築に向けた取組について

1. 取組方針

○令和4年度より、区内障害者就労継続支援事業所における受注拡大及び工賃向上を図るため、さわやかワーク中央が主体となり、中央区障害者就労支援事業所ネットワーク^{※1}の各事業所と連携して共同受注に係るネットワークを構築する。

※1 障害者の雇用促進や就労支援を目的として区内就労支援事業所等（13事業所）が参加する組織であり、定期的な会議を通じての情報共有や各種イベントへ参加。

2. 目的

- 障害者の地域生活の実現・充実に向けた工賃水準の向上
- コロナ禍を踏まえた区内就労支援事業所の生産活動への支援

【参考】中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画(抜粋)

施策6 就労支援の充実

<主な取組>

(3)	障害者優先調達	調達の推進
		<p>障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し障害者就労施設等からの調達を推進するとともに、発注機会を増やせるよう区の関係部署にも働きかけて、調達先と業務の履行期間や供給可能量、仕様や規格などの調整に取り組みます。</p> <p>また、区内の障害者就労施設等で製作する自主製品の販売機会の拡充に取り組みます。</p>

3. 取組の方向性

- 民間の就労継続支援B型事業所として生産活動のノウハウや区内での共同作業の試行の経験を有するとともに、地域との繋がりに優位性のある「さわやかワーク中央（社会福祉協議会）」が中心となり、取組を推進
- まずは共同受注の窓口機能をさわやかワーク中央が担い、受注可能な事業所を紹介する「事業所紹介型」^{※2}の体制を構築

※2 ネットワークの状況に応じた段階（参考：R3 東京都福祉保健部障害者施策推進部資料）

